



7 食生第 209 号
令和 7 年 (2025 年) 7 月 9 日

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を
構成するモノマー等について」の一部改正について（通知）

このことについて、令和 7 年 7 月 4 日付け消食基第 437 号により消費者庁食品衛生基
準審査課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配
意願います。

（問合せ先）

担 当 食品・生活衛生課食品衛生係
松本、中村

電 話 026-235-7155 (直通)

F A X 026-232-7288

電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

消食基第 437 号
令和 7 年 7 月 4 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を
構成するモノマー等について」の一部改正について

食品用器具及び容器包装に係るポジティブリスト制度において、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等については、「食品、添加物等の規格基準別表第 1 第 1 表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和 5 年 11 月 30 日付け厚生食基発 1130 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）で告示してきたところです。

今般、事業者からの要請に基づき、基材を構成するモノマー等を変更するため、当該通知について別紙のとおり一部改正し、本日から適用しますので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないよう配慮をお願いします。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前																													
別紙 12		別紙 12																													
エステル結合を主とする重合体 (略)		エステル結合を主とする重合体 (略)																													
<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>必須モノマー</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>アルコール類</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>オレイン酸及びペンタ エリスリトールからな るエステル</td><td>ペンタエリスリ トールは二量体 を含む。</td></tr><tr><td>3－メチル－1, 5－ ペンタンジオール</td><td></td></tr></table>		名称	使用制限等	必須モノマー	(略)	(略)		アルコール類		(略)	(略)	オレイン酸及びペンタ エリスリトールからな るエステル	ペンタエリスリ トールは二量体 を含む。	3－メチル－1, 5－ ペンタンジオール		<table><tr><th>名称</th><th>使用制限等</th></tr><tr><td>必須モノマー</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>アルコール類</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>オレイン酸及びペンタ エリスリトールからな るエステル</td><td>ペンタエリスリ トールは二量体 を含む。</td></tr><tr><td>(新設)</td><td></td></tr></table>		名称	使用制限等	必須モノマー	(略)	(略)		アルコール類		(略)	(略)	オレイン酸及びペンタ エリスリトールからな るエステル	ペンタエリスリ トールは二量体 を含む。	(新設)	
名称	使用制限等																														
必須モノマー	(略)																														
(略)																															
アルコール類																															
(略)	(略)																														
オレイン酸及びペンタ エリスリトールからな るエステル	ペンタエリスリ トールは二量体 を含む。																														
3－メチル－1, 5－ ペンタンジオール																															
名称	使用制限等																														
必須モノマー	(略)																														
(略)																															
アルコール類																															
(略)	(略)																														
オレイン酸及びペンタ エリスリトールからな るエステル	ペンタエリスリ トールは二量体 を含む。																														
(新設)																															
任意の物質		任意の物質																													
(略)	(略)	(略)	(略)																												
(削る)		3－メチル－1, 5－ ペンタンジオール																													
(略)	(略)	(略)	(略)																												
(略)																															